

最高裁秘書第419号 平成30年2月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書の開示についての通知書

平成30年1月11日付け(同月15日受付,最高裁秘書第141号)で申出のありました司法行政文書の開示について,下記の情報を別紙のとおり提供することとしましたので通知します。

記

裁判官会議(第28回)議事録資料第2抜粋部分

5 平成29年度司法修習生の修習期間の決定について

平成29年度司法修習生について、裁判所法第67条の2第1項及び第67条の3第1項の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」を、いずれも平成29年11月27日から平成30年12月12日までと定める